

消費者 質問箱

相談

訪問販売で化粧品セットを十
一万三千円で購入し、その日の
うちに一部を使用した。しかし、
種類が多く使いこなせないの
翌日解約を申し出たら、すでに
使用している場合はクーリング・
オフはできないという。事前に
クーリング・オフの説明はあっ
たが、できないという説明はな
かった。

回答

訪問販売では、契約の申し込
みや締結をした後でも、それら
の日から7日間は無条件で申し
込みの撤回や契約の解除ができ
る制度——クーリング・オフ制
度——が設けられています。

しかし、例外があり、次のよ
うな場合はクーリング・オフ制
度が適用されません。
▼商品の引渡しを受け、その代
金を全額支払った場合
▼政令で指定する商品(消耗品)
であり、セールスマンなどから、

使用したり消費したりしたとき
はクーリング・オフができない
ことを、あらかじめ告げられて
いる場合

商品を使用してもクーリ
ング・オフができる場合

さて、相談例ですが、業者は
「化粧品は政令で指定する商品
であること」そして「すでに使
用消費している」ことを理由に
あげて、クーリング・オフに応

クーリング・オフ制度

「適用条件」を

よく知ろう

じないとしているわけです。
しかし、相談のケースは、「使
用または消費したらクーリング・
オフができないことを、あらか
じめ告げられていない」ので、
クーリング・オフによる無条件
解約ができます。

クーリング・オフ

をよく知ろう

この相談例からお分かりのよ
うに、クーリング・オフ期間で
ありながらその権利がなくなる

のは次のような場合です。気を
つけましょう。

使用または消費するとクーリ
ング・オフができないこと
を「あらかじめ告げられており
ながら」、「消費者自らの行為ま
たは意思によって行われた場合」
です。

ところで、セット商品の一部
を使用または消費した場合は、
どうなるのでしょうか。

その一部を使用あるいは消費
した商品についてはクーリング・

オフできませんが、それ以外の
商品(商品としての価値を失っ
ていない)は、クーリング・オ
フができます。

疑問を感じたり、不審に思っ
たら、早めに消費生活センタ
ーなどへご相談ください。



Q 国民年金相談室 A

任意加入は 得ですか？

六千七百四十円の保険料から減
額分を引くと、実質は月額五千
六十五円の負担となります。
税金がどれだけ減額されるか
は、収入や世帯構成によって異
なりませんが、任意加入している
奥さんの大部分が、減額を受け
ていることとなります。

また、万が一の事故にも国民
年金に加入していれば、母子年
金や障害年金の対象になります
ので、とても有利な制度です。
■国民年金についてのお問い合わせは、住民課年金係(内線41)
へどうぞ。



任意加入している35歳の
妻ですが、任意加入をし
ているのと、いないのでは、ど
ちらが得ですか？

国民年金について、損と
か得とかという考え方は
まちがっている、と思うのです
が、例として、年収五百万円の
サラリーマンの妻が国民年金に
任意加入していると、所得税が
約二万一千円減額になります。

昭和60年度調理師試験

- ▼試験期日 昭和60年7月5日(金)
 - ▼試験会場 横芝町中央公民館
 - ▼受付期間 昭和60年5月20日(月)～
22日(水)までの3日間
- ※くわしいことは、松尾保健所(☎0479
86-2411)へお問い合わせください。